

○流山市公益通報に関する事務取扱規程

平成18年3月31日訓令第7号

改正

平成18年8月1日訓令第10号

平成27年3月27日訓令第3号

流山市公益通報に関する事務取扱規程

（趣旨）

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条の規定による公益通報に関し、市が処理すべき事務の取扱手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程における用語の意義は、法の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）通報処理担当課 公益通報のあった通報対象事実に関係する法令について、処分等の権限を有する事務を担当する課をいう。

（2）総合窓口 公益通報者からの通報の受付及び受理の担当窓口としての課（総務部総務課）をいう。

（公益通報の受付）

第3条 市長は、公益通報者から通報対象事実について通報を受けたときは、次に掲げる方法により受け付ける。ただし、当該通報の内容について市長に処分等の権限がないものについては、公益通報者に対し権限を有する処分庁を教示するものとする。

（1）電話による通報 通報内容整理票（別記第1号様式）に従い、総合窓口において当該通報の内容を確認した上で必要事項を記載し、通報案件として受け付ける。

（2）郵便、ファクシミリ装置及び電子メールによる通報 通報内容整理票に従い、総合窓口において当該通報の内容を確認し、不明な点がある場合は公益通報者に連絡した上で必要事項を記載し、通報案件として受け付ける。

（3）面会による通報 総合窓口において公益通報者から通報の内容を聴取し、通報内容整理票に必要事項を記載し、通報案件として受け付ける。

2 前項各号に規定する通報が直接通報処理担当課にあったときは、総合窓口に通報案件を引き継ぎ受付の処理を行うものとする。

3 公益通報者が匿名を希望するとき又は連絡先を明らかにしないときは、第1項各号に規定する通報の受付を行った上で、その後の処理経過等を報告するため、期日を定め再度連絡をしてもらうよう要請するものとする。

（公益通報の受理）

第4条 前条の規定による受付を行った通報案件の内容が公益通報として信ずるに足りる相当の理由があると認めるときは、公益通報として受理し、公益通報者に対し流山市公益通報受理通知書（別記第2号様式）により受理した旨を通知し、通報処理担当課に引き継ぐものとする。

2 前条の規定による受付を行った通報案件が公益通報に該当しないときは、公益通報者に対し流山市公益通報不受理通知書（別記第2号様式）により不受理とした旨を通知し、一般の苦情相談等の処理として当該通報案件の内容を担当する課に引き継ぐものとする。

（通報処理担当課の措置）

第5条 通報処理担当課は、前条第1項の規定により通報案件の引継ぎを受けたときは必要な調査を行い、当該通報案件に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

2 調査を行うに当たっては、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

（公益通報者への措置の通知）

第6条 通報処理担当課は、前条の規定による措置をとったときはその旨を、通報案件に係る通報対象事実がないときはその旨を、公益通報者に対し流山市公益通報処理結果通知書（別記第3号様式）により通知しなければならない。

（秘密の保持）

第7条 公益通報の処理に従事する職員は、当該通報に関する情報を漏らしてはならない。

2 公益通報の処理に係る記録及び関係文書は、公益通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

（他の行政機関への協力）

第8条 市長は、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、協力しないことについて正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

（適用除外）

第9条 この規程は、次に掲げる者が市の事務又は事業に係る行為について行う公益通報には適用しない。

（1）市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、上下水道事業管理者及び議会に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員

（2）市に対し法第2条第1項に規定する労務を提供する者（前号に掲げる者を除く。）

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月1日訓令第10号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日訓令第3号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。